

半田市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所について、適正な措置を実施するため半田市社会福祉事務所に老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、半田市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、所長にその結果を報告する。

- (1) 所長が入所を適当とみなしたケースについて、その入所措置の基準に基づき総合的に判定すること。
- (2) 現に入所しているもので、所長が入所要件に適合しないとみなしたものについては、その入所継続の可否を措置の基準に基づき、総合的に判定すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 半田市社会福祉事務所高齢介護課長（以下「高齢介護課長」という。）
- (2) 半田市社会福祉事務所社会福祉主事
- (3) 地域包括支援センター長
- (4) 保健所長
- (5) 医師
- (6) 老人福祉施設の長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

2 委員会の会長は、高齢介護課長をもって充てる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することはできない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決す

るところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、半田市社会福祉事務所高齢介護課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員会の構成委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、委員会に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年3月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。